

國第百八十六回  
會

參議院經濟產業委員會會議錄第九号

平成二十六年四月十七日(木曜日)

午前十時開會

出席者は左のとおり。

委員長  
理事  
大久保  
勉君

委  
員

磯崎 仁蔵君  
北川イッセイ君  
高野光二郎君  
滝波 宏文君  
宮本 周司君  
渡邊 美樹君  
直嶋 小林  
増子 正夫君  
杉 正行君  
輝彦君  
久武君  
谷合 公太君  
松田 正明君  
中野 勇一君  
真山 広幸君  
荒井 正志君  
勇一君  
廣幸君

事務局側	國務大臣 副大臣 大臣政務官 務官 經濟產業大臣政	経済産業大臣 松島みどり君 仁彦君	茂木敏充君 磯崎
------	---------------------------------------	-------------------------	-------------

<p>○政府参考人の出席要求に関する件</p> <p>○市中心市街地の活性化に関する法律の一部を改 する法律案 内閣提出、衆議院送付)</p>	<p>本日の会議に付した案件</p>	<p>国土交通省 政策部長</p>	<p>振興部長</p>	<p>観光庁 地域</p>	<p>吉田 雅彦</p>	<p>藤井 直樹</p>
---	--------------------	-----------------------	-------------	-------------------	--------------	--------------

士が中心市街地の外で業を才められた場合、通訳案内士法違反になるんじやないかと思うんです。そこで、業務と名称の独占に関する罰則規定が通訳案内士法で定められておると思いますが、御紹介いただきたい。

○政府参考人(吉田雅彦君) お答えいたします。

通訳案内士法第三十六条では、「通訳案内士でない者の業務の制限につきまして、「通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内士業として行つてはならない。」と規定されております。第三十

万平米を超える大規模集客施設を店舗とするということに歯止めが掛かっておりません。ブレーク役として期待もされました改正都市計画法、二〇〇六年の改定以後、郊外への大型店の出店、これが具体的にどう抑制されたのかということを確認したいと思うんです。

経産省が、平成二十四年度中心市街地商業等活性化支援業務ということで、調査報告書を委託してまとめられております。その分析の結果はどうなつておるでしようか。

常任委員會專門  
員 奧井 俊二君

○委員長(大久保勉君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣官房地域活性化統合事務局次長田中博敏君外十二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大久保勉君) 御異議ないと認め、さよなら決定いたします。

その上で、この中心市街地活性化法そのものでは、一九九八年のまちづくり三法の制定といふことで「一体のものとして作られてきた経過があります。このまちづくり三法の制定後も大型店の出店に歯止めが掛からないという状況があります。中心市街地の衰退ということが深刻化する中で、一万平米を超える大規模集客施設、これが郊外に出店するということに歯止めが掛かっておりません。ブレーク役として期待もされました改正都市計画法、二〇〇六年の改定以後、郊外への大型店の出店、これが具体的にどう抑制されたのかということを確認したいと思うんです。

経産省が、平成二十四年度中心市街地商業等活性化支援業務ということで、調査報告書を委託してまとめられております。その分析の結果はどうなつておるでしょうか。

○政府参考人(寺澤達也君) お答えします。  
御指摘があった調査は、大規模小売店舗の動向について取りまとめたものでございます。のうち、平成二十四年度の数字について御紹ります。

まず、面積別の立地動向ですけれども、一番多いのは一千平米から一千九百九十九平米、これが三百四十件、次に二千から二千九百九十九平米の店舗が百五十四件、その次に三千から四千九百九十九平米の店舗が百三十五件となっております。ま

た、用途地域別の集計結果としては、準工業地域が百六十二件、次に第一種住居地域が百二十三件、その次に非線引き白地区域・無指定地域が百十七件と、以上のような報告になつております。

に、準工業地域は原則規制対象としても検討されていた地域だと思うんですね。郊外地帶ということになりますので。最も規制が、今御説明いただきましたとおり、準工業地域で一番、そういう意味でいうと、一万平米以上の店舗が件数としても多くなります。

く張り付いているということだと思いますんで、結果を見れば郊外への出店というのが抑制されなかつたということだと思うんですけど、大臣、いかがでしよう。

の大規模店舗の立地件数、多いことは事実であります。ただ、この数字、解釈するには、そもそも準工業地域の面積、これが商業地域とか隣接の商業地域と比べて三倍あると。面積自体が広いと、いうこともあります。そして、大規模小売店舗の

立地のためにはある程度まとまった用地の確保が必要であり、そうした適地が準工業地域に多かつたという要因もありますし、市中心街地の区域内にも準工業地帯がある、こういうケースもあるわけでありまして、こういった点にも留意する必要があると考えております。

一方で、中心市街地活性化を目指す地方の市町村に対しても、現在も国の定める基本方針において、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるた

めの条件として、当該市町村の準工業地域に特別用途地区の指定等を行うことによりまして大規模集客施設の立地制限をすることを求めているわけになります。したがいまして、少なくとも中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地方の市町村におきまして、中心市街地の活性化を妨げるような準工業地域への一定以上の大規模小売店舗の立地は行われていないと、そのように考えております。

ただ、今回、国会に提出をされております国交省の都市再生特別措置法の改正案におきましては、市町村の策定する立地適正化計画に基づきまして誘導区域内への大規模小売店舗を含めた都市機能の立地を促進するとともに、誘導区域外への都市機能の立地に対して事前届出を求めるなど、緩やかなコントロールを行う仕組みが提案をされているわけでありますて、こういった仕組みを活用することによりまして、中心市街地活性化に取り組む市町村は、大規模小売店舗の立地場所について市町村の考えに沿って更にきめ細かな対応ができるようになってくると考えております。

○倉林明子君 いろいろおつしやったんですけどれども、八年間、そういう意味でいうとゾーン規制というものが私は成功していないというふうに思うんです。

そこで、今申し上げました市町村で中心市街地の活性化基本計画を立てているところがどうなっているのかということで、今日は京都府の福知山市の例を御紹介したいと思うんです。配付資料を二枚物で付けておりますので、御覧いただきたいたいと思うんです。

右側に同心円で福知山市を中心に入った図がございます。福知山市を中心に、同心円は二十キロ、四十キロ、六十キロというふうに置いてござります。ちょうど「福知山市」という字が入った「市」の辺りが中心市街地になるんですけれども、この赤い丸が一万平方米以上の大型店でござります。大型店の面積は四十キロとも六十キロとも言われておりますけれども、これだけ集中して立

卷之三

地しているというのが状況なんですね。その左側に大型店舗の開店日と売場面積も併せて入れてあります。つまり、福知山市周辺のところにもたくさん

さん、平成元年、一九八九年以降これだけの出店が起つてゐるということなんです。

二枚目に付けましたのは、福知山市中心市街地活性化基本計画を今持つてあるところですけれど

も、こういう出店が進む中で一体中心市街地の通行量はどうなつているのかと。歩行者と二輪車を合わせまして、一九九六年と比較して、本当に

二〇一〇年のところまであります、右肩下がり  
という結果が出ているわけですね。

福知山市というところは、古くから交通の要衝でもあって、企業や学校も多い、北近畿の中心都市と言つてもいいところだと思ふんです。二〇一

一年に中心市街地活性化の基本計画の認定を受けたわけですが、状況は今御紹介したような

状況になつてゐると、私、中心商店街、この活性化に最大の障壁になつてゐるのがこの郊外への太

型店の出店だと、これは明らかだと思うんです。福知山市の基本計画でも、大型店の出店攻勢が予

想を上回る形で続き、商圏が縮小していると、こういう分析をされているんですね。大臣、どのよ

うにお感じでしようか。  
○國務大臣(茂木敏充君) 京都というのは、恐らく

く、この地図にありますように、一般の人が思い浮かべる以上に南北に地域的に非常に長いという

中で、その比較的中心部といいますか、に福知山  
ございまして、明智光秀が築城したということです

も非常に有名な町でありますけれども。  
福知山市、平成十一年から平成二十二年までの

十一年間で中心市街地の歩行者、自転車の通行量が半減するなど大変厳しい状況の中にあると。た

だ、明智光秀築城の福知山城であつたりとか鉄道のまち福知山など歴史を生かした観光振興や、健

康福祉センターの中心市街地への移転、町中居住の促進など、中心市街地の活性化に向けて福知山

としては熱心に取り組んできただと、これは間違いないことなんだと思います。

福知山市に限らず、日本全国の地方都市、人口の減少、高齢化、そしてまたなかなか経済が低迷をするという中で厳しい状況にあるということは間違いないと思つております。

以前、私、全国の市町村、主要な市町村の中心市街地の活性化の度合いとそれから大型店舗の開辺の立地の具合、調べたこともあるんですけど、それほど相関しません。それほど相関がないんですね。余り具体的な例を申し上げるのはあれなんですけれども、例えば千葉県の木更津、大型店舗つて余り周りにないのに中心市街地活性化していない。それに対して、例えば長浜、これは明瞭光秀ではなくて秀吉の方の築城でありますけど、周りに大型店があるのに黒壁の町づくりといふことでなかなか活性化をしているというところもあるわけでありまして、確かに大型店の立地によりまして顧客を奪われている、こういう要素がないとは言いませんけれども、これが一番大きな要素だと言うことはなかなか厳しいんじゃないかなと思つております。

○倉林明子君 個別で中心市街地を大型店が出てきても活性化に成功しているという事例がある、とは私も承知しております。福知山市でも様々な努力、取組がされているということとも御紹介のとおりであります。しかし、福知山市自身が分析しているように、予想を上回るような大規模店の相次ぐ出店というのが間違いく影響していると、これも事実であろうと思うんです。

そこで、相関しないという御指摘ありますけれども、これは結果も改めて慎重に精査もしていただきたいと思うんですね。改めて、私は、この大型店の出店について、都市計画法でのゾーン規制ということが結果としてはうまくいっていないらしいと、その下で出店を抑制するといふ機能の強化が一方では必要だというふうに思うわけです。

そこで、二点やつぱり提案したいと思うんですが、一つは、準工業地域、面積も多い、適地だと、と、間違いないと思うんです。ここにこそゾーンの規制をしつかり掛けっていく、原則禁止区域に準

工業地域はすべきだという点が一点。もう一点は、規制対象については規模を引き下げるべきだ、三千平米までに引き下げる、こういう検討が必要じゃないかと思うんです。いかがでしょうか。

○政府参考人(田村計君) お答えいたします。

まず、準工業地域のことでござりますけれども、準工業地域は住宅と工業等の多様な用途の混在を許容する用途地域ということで、市街地の中心部に近い住宅と工業の混在地域においても指定されることが多いものでございます。このため、準工業地域については、地域によって様々な事情があるということで一律に大規模集客施設の立地を制限をしないということで、平成十八年のときにそつとうようような措置をしております。

そういうことで、この用途地域におきましては、混在地域でございますので地域の実情等を踏まえる必要性が非常に高いと判断をしておりまして、ここはやはり地元の地方公共団体が適切に判断をいただいて、必要に応じて特別用途地区といふような地区的計画を指定すると。これによりまして規模要件の引下げも可能なんですねけれども、そういった特別用途地区を指定することを通じまして規制を強化するということが適当であろうと考えてございます。

それから、規模の要件について御質問ございまして、三千平米に引き下げるべきではないかということでござります。元々、面積を、これは店舗面積ですけれども、一万平方メートルとした根拠でございますが、大規模な集客施設は著しく多数の人を広い地域から集めるということで、自動車の交通量の増加とか周辺道路への渋滞を引き起こすというおそれが高いということで、一つのマルクマールとして店舗面積を一万平方メートルというふうに設定をしたのが一つでございました。

また、業態の面から見ましても、店舗面積が一万平方メートル以下の施設となりますと、食料品

○倉林明子君 私、不十分だったから大型店の出店というのが本当にブレーク掛かっていらないという現状をしつかり見るべきだと思います。地方が独自に指定したらいといふことですかけれども、地方で持ついた商業調整、この機能を奪つたことが私は本当に大型店出店のアクセラになつてしまつたと思っています。

そこで、現行法で小売商業調整特別措置法というものがございます。この活用を改めてすべきじゃないかと思つているんですが、商調法の目的と機能、これを簡単に紹介していただきたいし、この大店法の廃止後、その前と後でこの商調法の活用実績はどうなつていてるか、御紹介をお願いします。

○政府参考人(北川慎介君) 小売商業調整特別措置法、いわゆる商調法でございます、これは中小

小売商と大企業等との間の紛争処理手続を定めた法律でございまして、大企業の事業進出により中小小売商の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれがある場合、緊急避難的措置を講じることで中小小売商の事業活動の機会を適正に確保することを法的としております。

具体的的な手続といったまでは、まず、大型店の出店に際しまして、中小小売商との間で紛争が生じ当事者間で紛争の解決が困難である場合に、道府県知事が実施するあつせん、調停の規定がございます。次に、物品を販売する大企業者が中小

小売商団体構成員、これらの相当数の中小小売商の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある事

業、これが開始される、あるいは拡大の計画を有していると認められる場合に、中小小売団体の申出に基づき都道府県知事が実施する調査という規定がございます。さらに、中小小売団体の申出に基づきまして中小小売商の事業活動の機会を適切に確保する必要があると認められる場合に、都府県知事が実施する調整勧告、命令の規定がございます。こうした規定がございます。

次に、実際の運用状況ということでございま

す。

この商調法は昭和三十四年、制定されておりますが、それ以降の調査、あつせん、調停の運用状況につきましては、調査が十件、あつせんが八件、調停が二件の計二十件の申出があつたと承知しております。このうち、大型小売店舗法、旧大店法が廃止された平成十二年より前の申出の実績は、調査が七件、あつせんが八件、調停が二件の申出が十七件。その後の平成十二年以降、これは調査案件のみでございます。平成十七年に二件、平成二十一年に一件、計三件と承知しております。

○倉林明子君 私は、大型店出店の際の抑制といふ観点から、こうした商調法の積極的な活用といふことで大いにされるべきだというふうに思いました。

前回の改正のときに既に規模の小さな市町村が中心市街地活性化法の活用というのは大変しくくなつたというふうに思つてゐるわけですから、も、実際にどうだったのか。人口十万人未満の市町村で、中心市街地活性化法が改正されました〇六年以降、基本計画の提出の件数が何件で改正後は何件になつてゐるか。いかがでしよう。

○政府参考人(田中博敏君) お答え申し上げます。

平成十八年の法の改正前に中心市街地活性化基本計画の届出のあった市区町村数は全体で六百六、そのうち平成十七年度国勢調査に基づいた人口十万人に満たない市区町村数は四百六でござります。一方、法改正後に中心市街地活性化基本計画が認定された市区町村数は全体で百十九、その

うち人口十万人に満たない市区町村数は三十九でございます。

○倉林明子君 もう本当にぐつと絞り込まれ

ちゃつて、なかなか認定要件を満たすということ

は難しいという状況にあるんですね。

私の京都府の綾部市というところも、先ほど紹介した福知山のお隣なんですねけれども、ここ人口三万四千人のところなんですね。〇四年に実はこの中心市街地活性化基本計画を策定したんですね。

ところが、法改正がありまして使えなくなつたと

いうことになりました。しかし、その後も何とか活性化の取組をということで、事務局運営、中心市街地活性化のための事業推進にということで事務局をしつかり置いて、この支援をやつたり、古民家の活用の産業振興ということで事業をやつたり、空き店舗のチャレンジショップ支援事業といふのも府の支援メニューも使いながらやつておられるんですね。

今回、認定の四要件が緩和をするんだということ

となんですかけれども、大臣が説明されたとおり、既に合格しているということが認定を受けなくていいという条件になつていてるということです。

やつぱり小さい市町村にとつては高いハードルはそのまままといふことになつてゐるんですね。私は、規模の小ささいところで頑張つてゐるこうした綾部市のような、中心市街地活性化の取組を引き続き頑張つて、こうしたところにこそやつぱり支援の手が届くべきだというふうに思います。

要件緩和、そしてソフトメニューへの支援等、使えるような拡大、緩和の方向が必要だというふうに思ひます。

○委員長(大久保勉君) 時間が過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○倉林明子君 改善を求めて、質問は終わりま

す。

○中野正志君 おはようございます。日本維新の会の中野正志でございます。

本改正案は、遡るところ、平成十年のまちづく

り三法、あのときもいろいろ議論をいたしました

た。中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法、これら三つの制定に端を発しております。この頃から既に全国における駅周辺などの都市中心部、言つてみれば中心市街地の商店街が衰退傾向にあつたことは間違ひありません。しかし、このまちづくり三法も中心市街地の衰退に歯止めを掛けられず、平成十八年にはまちづくり三法の改正が行われました。この改正まちづくり三法の評価は様々正直あると思ひますけれども、この度、改めて改正案が検討されてきたということは、依然として効果が十分でないことに対する対処施策とすることになるのか、あるいは制度を充実させるための施策が講じられているということかと思ひます。

そこで、改めてお尋ねをいたしますけれども、今回の改正案で、これまでの施策を抜本的に見直した内容、あるいはこれまでに大きな特徴などについて、今回の改正案がどのように中心市街地を活性化していくことなのかを分かりやすく詳細についてお話しただければ幸いだと思います。

○国務大臣(茂木敏充君) 中心市街地の活性化は、中野委員御指摘のように、平成十年に市街地整備、そして商業活性化、これを一体的に進めるという中心市街地活性化法を始め、いわゆるまちづくり三法を制定いたしました。そして、平成十八年には、町中居住と都市機能整備も含め総合的な対策を講じるために同法の見直しを行つてきたところであります。

ただ、この二十年、振り返つてみると、地方の置かれている非常に厳しい経済環境もあり、また人口減少、少子化というものが進展をすると。さらには、病院などの公共施設、こういったものが郊外に移転することによつて人の流れも郊外の方に流れてしまつ。こういった要因に加えまして、中心市街地への民間の投資が一つにはやつぱり不足をしていました。さらには、中心市街地のコンパクト化、この取組が十分ではなかつた。一方で、居住の方は郊外に拡散をして、住民の居住地

た。こういう問題点というのがあつたのではないかなと。今回は、こういった課題、これも踏まえた上での法改正ということでありまして、大きく三つの施策の見直しを行つております。

まず一つは、やはり民間投資を喚起しなければいけないと、こういうことで、地域ごとに、魅力があり波及効果が高い民間プロジェクト、これを絞り込んだ上で、予算があつたり税があつたり無利子融資、こういったものを思い切つてそこにつぎ込んでいく、集中投資をする、こういったことによりまして中心市街地への民間投資を強力に喚起していく、こういう制度を創設することにいたしました。

また、今回の法改正に合わせまして国が定めた基本方針を見直して、市町村が作成をします中市街地活性化の基本計画の認定要件、四つの要件を全部満たさなければいけないとということではなくて、柔軟化をするということによりまして市町村の様々な取組を幅広く支援をしていきたい、そんなふうに思つております。

それから三番目に、居住地域がばらばらであるた、またこの居住地域が本来だつたら顧客となるべき中心市街地とうまくネットワークされていかつた、こういう点に鑑みまして、国土交通省から提出をされおります地方都市のコンパクト化のための都市再生特別措置法の改正案、そしてまた中心市街地とその顧客となる居住地域を結ぶ地域公共交通ネットワークの形成を目指す地域公共交通活性化法の改正案、一体としてコンパクトシティ化、総合的に推進していくこととしておりまして、こういった三つの施策を大きく見直すことによりまして、なかなかこれは難しい部分もありますけれども、地方における中心市街地の衰退というものを反転していきたい、そんなふうに考えております。

○中野正志君 大臣、ありがとうございます。ま

さにそのとおりでございまして、花も実もある形でしつかり予算も含めて今度こそやり通していくかなければならないな、そんな気持ちを持つものであります。

役所の好きな横文字、この頃余り使われなくなつたのであります。が、リバースモーゲージ制度というのかつて議論をされまして、もちろん今は現実、ささやかではありますけれども生き残つてあります。私は、むしろこの中心市街地再活性化というときに、町中居住を推進をしていかなければならぬ、そういうればバー・スモーゲージ、これをしっかりと作用していつたままだ十分な政策展開、期待もされるし花開くよな、実はそんな気持ちを持っておりました。

どうあれ、今大臣の答弁にありましたように、中心市街地を活性化するためにはまず中心市街地に住む人を増やす、すなわち町中居住の推進ということが非常に重要だと思います。

私が宮城県仙台でありますけれども、この間久方ぶりに三十センチ以上の雪が降りました。そういたしますと、まず一番苦勞するのがお年寄りだけの家庭、あるいはお年寄りお独り住まいの家庭、いわゆる雪さらいが大変でございまして、これに思いを致すわけあります。まあ秋田県、あるいは日本海側のああいう雪深いところはなおさら大変でありますけれども、普通私たちの仙台でも、せいぜい降つても五センチ前後が、あれぐらいの雪の量ということになりますと、お隣近所に若い世代の方々でもお住まいの方ならまだしも、お年寄りだけと云ふことでありますと大変に困難を極めます。確かに市役所が、まずバス道路から始めまして雪さらいやりますけれども、普通の住宅地の道路というのは結局は自己責任ということになるわけあります。

そんなことなどもありまして、この頃お年寄りの方々は、団地の住まいをやめてもう中心市街地に移ろうと。しかし、残念ながら、なかなか思つたほどの金額で売れない、さりとて貯金もそんなにない、中心市街地のマンションを買うにはなかなか大変だ、そういうことのために、やつぱり私たちはその辺のことも十分に考えなければならぬこと。

この間、実は厚生労働省、四月十一日に発表した推計によれば、全世帯に占める高齢世帯の割合、二〇一〇年が三一・二一%、これが二〇三五年には四〇・八%に達する見通しだといふのであります。私、団塊の世代であります。まさに我々以下の世代、あと二十年もすると四〇・八%ということがありますから、大変だなと。

今、こうした見通しを踏んまえて、やつぱり中市街地への集住ということを本気になつて支援していく必要があるな。これまで厚生労働省あるいは国土交通省が取り組んできたリバースモーゲージ制度、冒頭申し上げましたように、もつと活用しやすいものにして中心市街地への集住を進めんべきだと、こう改めて考えるところでありますけれども。

厚生労働省にお尋ねしますけれども、生活福祉資金制度の中に、これまでも不動産担保型生活資金貸付という、リバースモーゲージ制度であつたと思ひますけれども、この制度の貸付条件を緩和するなどして中心市街地への集住を促進をするべきだと考えるのでありますけれども、いかがでありますでしょうか。

○政府参考人(古都賢一君) お答え申し上げます。

生活福祉資金貸付制度と申しますと、公費を原資にいたしまして、各都道府県社会福祉協議会を実施主体に、低所得者世帯を対象にいろいろな相談支援も併せて行いながら資金の貸付けを行つておりますけれども、その経済的な自立というものの促進を図つて、その結果は自己責任ということがあります。委員御指摘の不動産担保型生活資金という貸付制度はこの多様な貸付制度の中の一つでございまして、その趣旨は、一定の住まいをお持ちで将来にわたつてその住まいに住み続けたいという御希望の高齢者に、住まいを担保として毎月の生活資金の貸付けを行うと



になる民間企業、どこから来たでもいいんですけれども、それで地元も是非こういうふうにやってほしいという意気投合して、そしてよそから来たところでも、中核に対して上限五億円で三分の二の補助というのを思い切って集中して出すということ、そしてまた登録免許税を半分にするとか、さらに市町村がお金を融資するときはその大部分のところを無利子にするために中小機構からも出します」としていきます。

ですから、場合によりましては、過去の認定と、また改めて今度の新しい法律に基づく、手を挙げていただければ、そういった集中的な投資をすることもできますし、やはり日本全国にとりまして被災地の復興というのは日本人全体に夢と希望を与えるものですから、ほかの地域の中心市街地ももちろん大事ですけれども、じゃ石巻でやつてみようという方々がきっと現れるような、今回の例えは新しい仕組みも活用する、新しくまた名のりを上げていたらしくとか、そしてそれに復興予算を加えて、いろいろ積み重ねる形での支援を政府としても全面的にやつていただきたい。それにはやはり地元のやる気というか、呼び寄せてこようという気持ちをどうか奮い立させていただきたいと思つております。

○中野正志君 副大臣、心強い発言ありがとうございます。是非頑張って、またよろしくお願いを申し上げます。

内閣官房にもおいでいただいていますから、一つだけお伺いをいたしますけれども、この中心市街地活性化本部の創設、平成十八年のときに行われました。残念ながら、何というんですかね、フォローアップについてはその機能が十分に果たされているようには感じられなかつた。特に、ユービジネスの創造による活性化については、立ち上がり期間、あるいは広報の在り方、人材の育成状況など様々な評価指標からその達成状況を定期的に検証していく必要があると思ひます。例えば、民間にフォロー業務などを委託するといった予算の配分をしていくことなども考

える必要があると。

国としてどのようなこれから検証体制、フォローオン体制を検討されていくかを御報告いただければなどと思います。

○委員長(大久保勉君) 時間が過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○政府参考人(田中博敏君) お答えいたしました。認定計画につきましては、市町村において適時的確にフォローアップがなされておりまして、中

心市街地の活性化に係る事業の進捗状況や計画目標の達成状況について検証し、その結果に基づき必要に応じて見直しを行い、認定計画が適切に推進されるよう運用されております。また、計画期の終了の際には、当該市町村がフォローアップを実施し、その計画に基づきその時点における当該地域の実情や課題を踏まえまして必要に応じて新しい基本計画を作成していくというP.D.C.Aサイクルが確立されているところでございます。

政府といたしましても、このようなP.D.C.Aサイクルに基づきまして具体的な計画目標の達成状況等を勘案しまして、市町村における具体的な取組が適切に実施されるよう具体的かつきめ細かな助言、相談を密接に行い、フォローアップを徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中野正志君 ありがとうございます。

○真山勇一君 結いの党的な真山勇一です。よろしくお願いします。

東京に人、金、物、こういうものが集中してにぎわう一方で、地方の方は人口も減ったり、それからにぎわいも減って、経済活動、日本の経済活動というものに大変大きな影響を与えてるといふのが今のやっぱり現状だと思います。こうしたことから、それぞれの地方の核となる中心市街地、この活性化を今進めている。ただ、これまでのやはり議論を伺つても分かるように、今の制度ではなかなか順調に必ずしも進んでいるとは言えないというわけで今回の法改正になつたとい

うふうに理解をしております。

この改善を目指して、より効率の良い元気な町づくりを進めるために、議論の中で出てきておりますけれども、計画ですとか事業、これを進めるのに当たつて、選択と集中、それから使いやすいものではないかというふうに思つています。今回この改正、町づくりをするためにつまり制度があるけれども、制度がある以上、それやっぱり使う人がそれをどう感じるかということはとても大事だと思うんです。使う側の立場から、使いやすい制度になつていてるのかとか、スピード感を持つて計画を進められるのかとか、それからいろいろな仕組み、こうしたものも良くなつてあるのかという、そんなことの提案も含めて御質問させていただきたいというふうに思つております。

○真山勇一君 集中させるため、効率的にやるためということで、事業に関しては経産大臣といふことは分かるんですけど、ちょっと気に掛かるところは心配なのは、いずれにしても、この計画全體で見れば、部分も全体も地元の事業者、それから市町村も共に一体となつて計画を相談して作り上げていくわけですね。ですから、そういう意味でいえば、別々にするということでかえつて手続きで見れば、部分も全体も地元の事業者、それから市町村も共に一体となつて計画を相談して作り上げていくわけですね。

○政府参考人(寺澤達也君) もちろん、私ども、中心市街地の活性化というのが大きな目的でござりますので、委員がおっしゃるようなことの結果として民間投資が遅れてしまうと、これだと本末転倒でございますので、委員御心配のことにならないようように、しっかりと運用には留意してまいりたいと考えております。

○真山勇一君 まさにそういうことだと思うんですね。今やっぱりこれだけ世の中変化が激しい、それでその中で地方の町も、にぎやかだったところがいつの間にか寂れてしまつたり、逆ににぎわいが戻つてうれしいというそういう結果もあるんでしようけれども、非常にその流動が速いと思う

これをしっかりと見極めることが必要であると、そ

うした観点から経済産業大臣の認定に係らしめられております。

なお、基本計画全体は町づくり全体でございますので各省庁関係するものですから内閣総理大臣の認定ということがあるのに対しで、これは経済活力活性化という民間事業でございますので、そういう観点から経済産業大臣が認定するという整理になります。

○真山勇一君 結いの党的な真山勇一です。よろしくお願いします。

東京に人、金、物、こういうものが集中してにぎわう一方で、地方の方は人口も減ったり、それからにぎわいも減って、経済活動、日本の経済活動というものに大変大きな影響を与えてるといふのが今のやっぱり現状だと思います。こうしたことから、それぞれの地方の核となる中心市街地、この活性化を今進めている。ただ、これまでのやはり議論を伺つても分かるように、今の制度ではなかなか順調に必ずしも進んでいるとは言えないというわけで今回の法改正になつたとい

とでございます。

そうした観点から対象を絞り込むということが不可欠でございますが、その際、地元がしっかりとコミットをしているのか、波及効果があるのか、やはりそういう意味で、手続が時間が掛かる、

制度が、その認定が別になつたために時間が掛かることになつてはやっぱりいけないのでないかといふ。できればそういうものはもう、ワンストップサービスじゃないでけれども、ほつと一つで全てが済ますような、そういう仕組みというのも必要じゃないかというふうに思うんですけれども。

改めてそういう観点からちよつとお伺いしたいのは、中心市街地活性化に関する計画認定、これまでもいろいろな計画が様々などころから出てきているつなですナレバ、これら計画を他の环节で

村が申請をしてから認定が下りるまでの期間はどのくらいですか。大体どのくらいの期間が掛かるんでしょうか。  
○政府参考人(田中博敏君) お答え申し上げます。

は、申請の受理から三か月以内に速やかに処分を行わなければならぬとされていますが、昨年度の平均を申し上げますと、一ヶ月半ということになります。

○真山勇一君 一ヶ月半ぐらいで下りているんですね。ちょっと私はそんなに早く申請から認定までというのは、そんなに早くというふうには、ちょっととそういう理解はしていないんですけれど

○政府参考人(田中博敏君) もす。お答え申し上げま

通常、市町村において基本計画の策定に向けた検討を開始してから国による計画認定まで比較的長時間をしているような場合があるというふうには存じておりますが、その場合、やはり関係者の合意形成、これが非常に大事でございまして、その関係者の合意形成の進展度合いや事業の熟練度によって、今申し上げましたような計画を、策定に向けた検討、これを開始しましてから計画認定まで時間が掛かっているというような状況でござります。

○真山勇一君 分かりました。私の方の聞き方が、申請から認定までというとやっぱりそういうふうになると思うんですが、私の考え方としては、

その検討を始めて、関係省庁といろいろ地元が相談を始めた段階からと、いうような解釈をしておりましたので、やっぱりそういうふうにやつて検討を始めてから実際にその認定が下りるまでと、いうのは、もう一回ちょっと改めてお伺いしたいんでですが、その場合はどのぐらい掛かるようなことになるんでしょうか。

○政府参考人(田中博敏君) お答え申し上げま  
す。

熱度によりまして、いつ相談にこちらの方に来ていただけるかというような場合が、様々な場合がござりますけれども、平均で申し上げますと、こちらの方に相談に来ていただいてから大体一年から三年ぐらい掛かるというのが通常でござります。

○真山勇一君 分かりました。ありがとうございます。

何というんですかね、書類上はやはり申請があつて認定が下りるという、そこが一番大事なことだとは思うんですけども、地元にどつてはやっぱり検討を始めた時点からがスタートであるというふうに思うんですよ。

実は、なぜ私お伺いしたかといいますと、ちょっとと資料、ダウンロードしてこれ取つたんだけれども、実は先日視察に行きました静岡、これ静岡市静岡地区の基本計画ですね。それからもう一つ、これは清水地区の基本計画というのを出してみたんですけども、この基本計画 자체はかなり膨大なものになつていてるんですね。静岡の場合は百七十ページ、それから清水の場合は百六十ページ近くあるという、大変細かくいろんなことが書いてあつて、確かに基本計画を立てる意味ではこういう細かいことも必要じゃないかななどいうふうには思うんですが、やはり地元にとってはこれだけの書類を作るのは大変だなという気が一つしています。

こういう辺りをもう少し簡単に、例えば、検討の段階からやはりこうある程度書類のた

たき合台というのでは出でてきていると思うんですけれども、こんなに膨大な資料が本当に必要なのかどうか、本当に活性化のために必要な部分のポイントを絞った書類というもので進めることができないのかなどいうふうなことが私の感じで受けるんですけれども。

○国務大臣(茂木敏充君) 市町村の関係者の皆さん、書類作りではなくて町づくりに取り組んでほしいと思ってますので、書類、私も今百六十ページ、百七十ページというお話を伺って、ちょっとか。そこで、見ていただくと分かるんですけど、とにかく非常に詳しくて、例えば静岡地区の場合は、静岡の町の成り立ちぐらいから始まつていろいろ説明、確かにそういうことがないという町づくりの計画立てるのは大変かなとも思うんですが、皆さんも専門家ですから、ある部分というののもう省いても、肝腎な部分があればできるんじやないかと思うんですが、その辺りはいかがでしようか。

と量としては多いんじやないかなと思います。簡潔にできるところは簡潔にした方がいいと思つて、います。

また、期間につきましても、これ、やり取りで何度も掛かって、細かい字句の修正とかでまた突き返される、こういうことはない方がいいと、そういうことはすべきではないと思っております。その一方で、市町村サイドも、きちんとしたやつぱりコミットメントをどうつくり上げるかということについては極めて重要でありまして、書類の形式以上に、本当に地権者がやる気になつて、テナント代を下げてでもこの町に空き店舗をつくるなどとか、そういうコミットメントを持つ、そのための活動というのはきちんと市町村の方でもやつていただきたいと思いますけど、一方で、そういうのができた上で出てきた書類についても、

○真山第一君 ありがとうございました。そのとおりだと思うんです。

私も、せっかくこうやつて中心市街地の活性化化ということでコンパクトシティをつくろううと、言つているんですから、確かにこういう書類もコンパクトに本当に分かりやすいものでやつていたら、だいた方がいいんじやないか。それから、やはり地元の人たちも、あの町づくりに懸ける熱意とハ

うのはあるわけですね。やっぱりその熱意を信頼してあげて、ここさきちとクリアされれば認定するよというような姿勢、それがやはり事業を進める上で地元を勇気付けるものになっていくんじやないかなというふうに思っておりまます。おっしゃるよう、これが書類作りで時間が掛かってしまうんじや、それは順序が逆だと、やっぱり大事なのは町づくりであるというふうに私もそう思つております。

これ、見てみますと、この静岡地区の場合でも、認定が下りてからまたその後変更といいうのが大体一年置きぐらいやつぱりやつてゐるわけですね。多分、地元の状況がいろいろ変わつてくる、それに合わせてやつぱり計画もえていかなくちゃいけないというのはこれはもう当然のことだと思うのですが、やはり、今の世の中、とにかく早い動きの中で、決めてまた一年先になつてなんてなつていると、そこで変わつてしまつといふことがありますので、是非スピード感を持つてこういうものを進めていただくということです、書類なんかも手続もコンパクトな形でやれるような、そういうことを制度づくりでは是非生かしていくいただきたいというふうに思つております。

そして、次に伺いたいんですけども、そのための、地元の活性化のためにいろいろな支援制度、今回盛り込まれております。こういうものがいっぱい、地元も大いに利用して活性化していく、というその機動力、原動力になつていくんじやないかと思うんですが、まず、税制上の優遇措置

られております。土地とか建物の取得に限つていろいろな今税制の優遇措置があります。

この委員会の場でも議論が出ましたけれども、私、やっぱり特に感じるのは、土地とか建物を持つている、つまり既存の保有者ですね、そういう方に、例えば免許登録税もいいんですが、やはり一番モチベーションになるのは固定資産税ではないかというふうに思つてゐるんです。

固定資産税といふのは、どうやら居住用とそれから店舗用で変わってきてしまつ。にぎやかな町の商店街の中に空き店舗がどんどん増えてしまうということもあって、その空き店舗、店舗のまんまであるけれども、店舗ではなく普通の居住になるわけですね。そうなると固定資産税も安くなるというふうに伺つてゐるんですけども、その土地とか建物を持つてゐる人に対する一つのモチベーションとして、固定資産税を減免するということはほかのものよりも心理的にもやはり非常に大きいものになるんじゃないとか思つてます。この辺の、固定資産税の減免措置というのを考えるといふことは、今回といふか、こういふことの考えはなかつたんでしょうか。

○政府参考人(寺澤達也君) 今委員から御指摘ありましたように、中心市街地を支えている現場の方からも、是非固定資産税を軽減してくれと、こういう要望は強くございました。これを受けまして、今般、経済活力向上事業を創設するに当たつて、平成二十六年度税制改正要望の中での固定資産税の軽減も要望いたしました。残念ながら、固定資産税は市町村の基幹財源であるといつた理由等々から今回の税制改正は認められなかつたといふ経緯がござります。

しかしながら、委員御指摘の点もございまし

て、経産省としては固定資産税の扱いについては大きな関心を持っておりまつ。今後、この改正法の施行状況とか地元関係者の意見も聞きながら、引き続き、中心市街地活性化のための施策の在り方を更に検討する中で重要な課題として捉えてい

きたいと考えております。

○真山第一君 それと、一方、土地とかお店は持つていないんだけれども、自分で起業して何とかやりたい、そういう方がやはり多いと思うんですね。そういう人たちのチャンスをうまく生かしてあげれば、活性化事業もある部分スマートに進む部分があると思うんですね。

そういう観点から、何かやりたいなと思つてい

る人は賃貸の例えば場所を借りるということがあ

るのですが、その場合、初期投資というのがまず必要ということと、それから、事業をやっていく上にはお店を変えなくちゃいけない、いわゆるリノベーションをしなくちゃいけないと、そういう声がありました。

そういうことがあると思うんですけど、そういう初期費用、例えばお店を借りるときの保証金ですとか、あるいは自分がやりたい事業用に建物を変えてい

く、その工賃、費用ですね、こうしたものに対し

ての補助といふのもこれやはり大切な一つじゃないかと思つてます。そういう辺りの考え方というの

はいかがでしょうか。

○政府参考人(寺澤達也君) 委員御指摘のとお

り、様々な創業、新しい事業へのチャレンジを後押しことはとても重要なことだと考えてます。既に、中心市街地における事業者も大いに活用できることには、市町村を通じて無利子融資を事業者に行なうということになつていて、私はその市町村を通じてといふ意味がよく分からぬので、これ、なぜ通じて行う理由があるのかと

○政府参考人(寺澤達也君) 中心市街地活性化と

いうのは市町村が非常に中心的役割になりまし

て、基本計画も市町村が作ります。今回玉で

あります経済活力向上事業も、民間事業者が作成

するんですけども、計画は市町村経由で出てい

くといふことになつています。その意味では、市

町村が中心市街地活性化の中核的な役割でもある

ものですから、この無利子融資についても市町村を通じて出すといふことを考えてます。

恐らく御質問の中に、民間金融機関を通じて出

さないのかといふ多分御質問の御趣旨もあるんだ

と思います。これは、無利子融資というのは最終

的なユーダーの方、民間事業者に対して無利子で

融資をします。一方、中小

機構は、一〇〇%全部無利子融資を出すわけじゃ

なくて、パートナーと組んで最終的に無利子融資

を出すといふことになります。そうすると、パートナーが無利子融資を出さなきやいけないと

制度をうまく利用者が組み合わせるなり拾い上げて、補助をいろいろやつしていくのがいい方法なのかなというふうに思つてます。

○真山第一君 やはり無利子にするための利子を取らなければなりませんから、先ほど申し上げた中心市街地活性化の主役である、その一つである市町村がそういった無利子融資を部分的に提供していただくといふ形で今回スキームを考えている次第でございま

す。

○真山第一君 やはり無利子にするための利子を

どこから持つてくるかということがあるので、そ

の市町村を通じてといふことになるんでしょうけ

ど、一つ、考え方によつては、市町村とそれから

民間の事業者、融資を受けたいといふ人たちとい

うのは、計画の段階からもう既にほとんど一体化

でいろいろやつてきているといふふうに思つてます。

それから、優遇措置でもう一つ伺いたいんです

が、無利子融資の件ですね。中小企業基盤整備機

構、これは市町村を通じて無利子融資を事業者に

押しことはとても重要なことだと考えてます。

そこで、なぜ通じて行う理由があるのかと

お伺いをしたいといふふうに思つてます。

それから、優遇措置でもう一つ伺いたいんです

が、無利子融資の件ですね。中小企業基盤整備機

構、これは市町村を通じて無利子融資を事業者に

押しことはとても重要なことだ

いとお伺いしたいと思います。

○政府参考人(寺澤達也君) 委員御指摘のとお

り、様々な創業、新しい事業へのチャレンジを後

押しすることはとても重要なことだ

いとお伺いしたいと思います。

○政府参考人(寺澤達也君) 中心市街地活性化と

いうのは市町村が非常に中心的役割になりまし

て、基本計画も市町村が作ります。今回玉で

あります経済活力向上事業も、民間事業者が作成

するんですけども、計画は市町村経由で出てい

くといふことになつています。その意味では、市

町村が中心市街地活性化の中核的な役割でもある

ものですから、この無利子融資についても市町村

を通じて出すといふことを考えてます。

恐らく御質問の中に、民間金融機関を通じて出

さないのかといふ多分御質問の御趣旨もあるんだ

と思います。これは、無利子融資というのは最終

的なユーダーの方、民間事業者に対して無利子で

融資をします。一方、中小

機構は、一〇〇%全部無利子融資を出すわけじゃ

なくて、パートナーと組んで最終的に無利子融資

を出すといふことになります。そうすると、パートナーが無利子融資を出さなきやいけないと

ことになります。中小機構とともに。そうしたと

きには自治体と併せて無利子融資を出して

いるだけの現実的になつてく

るのですから、先ほど申し上げた中心市街地活

性化の主役である、その一つである市町村がそ

ういう無利子融資を部分的に提供していただ

くといふ形で今回スキームを考えている次第でございま

す。

○真山第一君 やはり無利子にするための利子を

どこから持つてくるかといふことがありますので、そ

の市町村を通じてといふことになるんでしょうけ

ど、一つ、考え方によつては、市町村とそれから

民間の事業者、融資を受けたいといふ人たちとい

うのは、計画の段階からもう既にほとんど一体化

でいろいろやつてきているといふふうに思つてます。

それから、優遇措置でもう一つ伺いたいんです

が、無利子融資の件ですね。中小企業基盤整備機

構、これは市町村を通じて無利子融資を事業者に

押しことはとても重要なことだ

いとお伺いしたいと思います。

○政府参考人(寺澤達也君) 今回の無利子融資の

対象と想定していきますのは、非常に公共性が高

く、だけど収益性は低い、なかなか民間金融機関

では融資しづらいと、そうした事業を想定してい

ますので、このようすに中小機構と市町村が組んで

無利子融資をするといふことを想定をしていま

す。

○政府参考人(寺澤達也

した体制を取つております。

いずれにしても、地元の金融機関との連携は重要でございますので、金融庁等々含め連携を深めてまいりたいと考えております。

○真山勇一君 私はやっぱり、いろんなやり方、この融資のやり方というのはあると思うんですけども、地元の銀行あるいは信用組合、こうしたものは、やっぱり貸したくても貸すところがないのが現状ということもあると思うんですね。やはり地元の活性化という意味でいえば地元をなるべく、いわゆる言われている言葉で言う地産地消じゃないんですけど、やっぱり地元の活性化のためには地元のあらゆるものを使つていくということが大事ではないかなという気がしておりますので、是非こういう辺りも検討していただければとうふうに思います。

ないので、警察サイドもこういうものに積極的に協力してくれるようなそういう体制を、是非町づくりの中心である国交省それから経産省が取っていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(茂木敏充君) おっしゃるとおりだと思います。オープンカ�퍼エ舍め、こういった町のにぎわい事業をつくっていく上で道路をどう活用していくかということは重要でありまして、警察ともきちんと協議をした上で、これが中心市街地の活性化に役立つような方向にしていくべきだと思っています。

○真山勇一君 ありがとうございます。

○荒井広幸君 荒井です。

中心市街地活性化につきまして、私は、足りない点、移動手段というような点から、関連して、広げて、御提案等もさせていただきたいといふ

そこで、大臣にお尋ねをいたしますが、市中心街地、先ほど来からも住むところと商店街等々を結び付けるという移動手段のお話が、大臣もされておられましたが、今回の法改正で、更にこのデマンドタクシーというものを居住地等々を含めた市中心街地に結び付けるということで普及させていつたら効果が上がるのではないかと、このように考えておりますが、足を確保するということでは、今回の法改正ではどのようなになつてはいるのでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 荒井委員の方から、御地元、南相馬で始まりましたデマンドタクシーの御紹介ありましたが、特に地方ですと高齢者の方が多くて、自分が車に乗れない、しかも自分の近所を公共の交通機関が走っていないないということで、こういった予約制、乗り合いによりますデマンドタクシーのニーズというのは非常に高いんだろうと、そんなふうに思つております。

はここにピッグデータがあるんですね。いわゆる  
どういうことかというと、もう一度、そのデマンド  
データシードタクシーは、ペビーユーザーは、原発事故の前  
までの五年間の統計を見ましても、そういう分析  
を奥山研究室はしているんですが、登録して、何  
万人という方、何千人という方の時間帯とか性別  
とか、どこに行つてどう降りたと、いうようなもの  
のピッグデータを持っているんですね。  
そうしますと、これどういうところが見えるか  
というと、結論をまず申し上げます。ペビーユー  
ザーが後期高齢者でして、その方が、大体五百  
円以下の料金で乗れるわけですが、自分の家まで  
来ていただけますから、小口問輸送なんですね。  
私が電話をしても、私だけで乗るなら、普通のタ  
クシーで初乗りだつて五百円以下なんてことあり  
ません。ところが、三十分前までに連絡をする  
とがルールなんですね。そうすると、三十分で  
いわゆるパソコンを使いまして合理的なルートで  
が、どこで降りる、どこで乗せてどこに降りる  
と、その複数の合理的に運んでいくんですね。

の駅やバスターミナルの整備、中心市街地の周回バスの運行など、交通の整備に関する事業が中心市街地活性化の主要事業の一つと位置付けられておりまして、政府としても、国土交通省を中心におきましても、このデマンドタクシーも含め支援を行つてきたいところであります。

さらに、今回提出をさせていただいております地域公共交通活性化・再生法、何か言いにくい名前ですけれど、改正案におきましては、地方公共団体が中心となって、鉄道やバス・タクシー事業者とともに、町づくりと連携して公共交通ネットワークの再構築の計画を策定することになつておりますが、その中で、バスなどの補完手段としてデマンドタクシー、期待が大きく、バスとのダブル調整等々も行つていくということにしており

タクシーもバスや汽車が来ないところには空いていますから、そういうところにうまくそのタクシーをはめていくんですね。

ですから、当初はe—まちタクシーと言つたんです。eというのは、いわゆるアットなどと使ったネットのeですね。まちはタウンです。e—まちタクシーなどというふうに呼んでおりましたが、デマンドタクシーというふうなことで広がつておりますけれども。

そういうふうになると、見えてきたのはどういうことかと。結論的に言いますと、ヘビーエーモーザーは後期高齢者でして、この方はほとんどが病院に使つんですね。病院に行く前に行くところが、まず行き先で見ますね。行き先で見ますと、最初に病院は六六%行き先。商店街は一〇・八%なんです。ところが、帰りの場合、どこで乗るかというのを調査いたしましたと、医療機関で五〇乗る。ですから、行って帰るという人が大半だというのは見えるんですが、何と商店街で二九・

した体制を取つております。  
いずれにしても、地元の金融機関との連携は重要でございますので、金融庁等々含め連携を深めてまいりたいと考えております。

○真山勇一君 私はやっぱり、いろんなやり方、この融資のやり方というのはあると思うんですね。けれども、地元の銀行あるいは信用組合、こうしたものは、やっぱり貸したくても貸すところがないのが現状ということもあると思うんですね。やはり地元の活性化という意味でいえば地元をなるべく、いわゆる言われている言葉で言う地産地消じゃなくて、やっぱり地元の活性化のためには地元のあらゆるものを使っていくということが大事ではないかなという気がしておりますので、是非こういう辺りも検討していただければと思います。

〔理事 加藤敏幸君退席、委員長着席〕

ちょっと時間がなくなりましたので、一つ飛ばして、オープニングカフェの話があつたんですが、町というのは、人を集めるだけじゃなくて、来た人を回遊させるというか、歩いていただくということが必要だというふうに思ふんですね。そのための改正が今回もされていますけれども、広場はいいんですが、道路、歩道とか車が通る道路を使うときの場合、道路法というのと道路交通法というのがあるわけですが、やはり一番そのネットになつてくるのは、現場なんかの声を聞くと、ここを例えれば区切つて歩行者天国なり、ある一定の場所を車の通行を止めて人の集まる場所にしたい、人が歩ける場所にしたいといつても、なかなかかいわゆる警察の側からるとそういう規制ができるないという、そんなことが言われております。その辺りの、例えば町づくりというのはいろいろな省庁と絡むわけですから、この辺りとの連携というのは大事だと思います。今回も、町のにぎわいをつくるという意味で言うと、警察庁の方針とかやり方というのも大事だと思うんですが、この辺り、時間がなくなつたので大臣にお伺いいたんですが、やはり連携していくかなくちゃいけないんですが、やはり連携していくかなくちゃいけない

ないでの、警察サイドも「こういったものに積極的に協力してくれるようなそういう体制を、是非、町づくりの中心である国交省それから経産省が取っていくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(茂木敏充君) おつしやるとおりだと思います。オーブンカフェ含め、こういった町のにぎわい事業をつくっていく上で道路などを活用していくかということは重要であります。そして、警察ともきちんと協議をした上で、これが中心市街地の活性化に役立つような方向にしていくたいと思っております。

○真山勇一君 ありがとうございます。

○荒井広幸君 荒井です。

中心市街地活性化につきまして、私は、足という点、移動手段というような点から、関連して、広げて、御提案等もさせていただきたいというふうに思います。

なかなかかなじみのない言葉でけれども、「デマンドタクシー」という、こういう呼び名で、今では全国二百三十二の地域でこの「デマンドタクシー」をしている富山県の射水市では、ネットを引きまして、デマンドタクシーとは、タクシー車両、ジンボ又はセダン型を利用して、予約をされた方の家まで迎えに行き目的地まで運行する予約制の乗り合いタクシーである、予約をされた方たちの泊宅や目的地を効率よく回るルートを毎回設定し利用者を乗せたり降ろしたりしながら乗り合いで移動するということをございます。

こういう全体を「デマンドタクシー」と、こういふうに呼んでおりますけれども、実はこれは二〇〇一年、平成で言いますと何年になりますでしょうか、平成十三年、福島県の小高町、今、我々、合併をいたしましたが、南相馬で始まった取組なんですね。これは、福島大学の奥山修司教授研究室でこうしたシステムをつくり、今は日本中、二百三十二の市町村で活用されているということを

そこで、大臣にお尋ねをいたしますが、中心市街地、先ほど来からも住むところと商店街等々を結び付けるという移動手段のお話が、大臣もされておられましたが、今回の法改正で、更にこのデマンドタクシーというものを居住地等々を含めた中心市街地に結び付けるということで普及させていたら効果が上がるのではないかと、このように考えておりますが、足を確保するということは、今回の法改正ではどのようになつてているのでしょうか。

○国務大臣(茂木敏充君) 荒井委員の方から、御地元、南相馬で始まりましたデマンドタクシーの御紹介ありましたが、特に地方ですと高齢者の方が多くて、自分が車に乗れない、しかも自分の近所を公共の交通機関が走っていないということでおで、こういった予約制、乗り合いによりますデマンドタクシーのニーズというのは非常に高いんだろうと、そんなふうに思っております。

現行の中心市街地活性化法の枠組みでも、多くの中心市街地活性化基本計画におきまして、鉄道の駅やバスターミナルの整備、中心市街地の周回バスの運行など、交通の整備に関する事業が中心市街地活性化の主要事業の一つと位置付けられておりまして、政府としても、国土交通省を中心におきまして、このデマンドタクシーも含め支援を行つたところであります。

さらに、今回提出をさせていただいております地域公共交通活性化・再生法、何か言いにくい名前ですけれど、改正案におきましては、地方公共団体が中心となつて、鉄道やバス・タクシー事業者とともに、町づくりと連携して公共交通ネットワークの再構築の計画を策定することになつておりますが、その中で、バスなどの補完手段としてデマンドタクシー、期待が大きく、バスとのダイヤ調整等々も行つていくということにしております。

○荒井広幸君 国交省さんにも来てもらつていてるわけなんですが、大臣が大きくなつまえていただいて、そういう方向で結構だと思うんですが、実

はここにビッグデータがあるんですね。いわゆる  
どういうことかというと、もう一度、そのデマン  
ドタクシーは、ヘビーユーザーは、原発事故の前  
までの五年間の統計を見ましても、そういう分析  
を奥山研究室はしているんですが、登録して、何  
万人という方、何千人という方の時間帯とか性別  
とか、どこに行つてどう降りたというようなもの  
のビッグデータを持っているんですね。

そうしますと、これどういうところが見えるか  
というと、結論をまず申し上げます。ヘビーユー  
ザーが後期高齢者でして、その方が、大体五百  
円以下の料金で乗れるわけですが、自分の家まで  
来ていただけますから、小口間輸送なんですね。  
私が電話をしても、私だけで乗るなら、普通のタ  
クシーで初乗りだつて五百円以下なんてことがあります。  
ところが、三十分前までに連絡をする、  
とがルールなんですね。そうすると、三十分で、  
いわゆるパソコンを使いまして合理的なルート  
が、どこで降りる、どこで乗せてどこに降りる  
と、その複数ので合理的に運んでいくんですね。  
タクシーもバスや汽車が来ないときには空いてい  
ますから、そういうところにうまくそのタクシー  
をはめていくということですね。

ですから、当初はe—まちタクシーと言つたらん  
です。eといふのは、いわゆるアットなどと使う  
ネットのeですね。まちはタウンです。e—まち  
タクシーなどというふうに呼んでおりましたが、  
デマンドタクシーというふうなことで広がつてお  
りますけれども。

そういうふうになると、見えてきたのはどうい  
うことかと。結論的に言いますと、ヘビーユー  
ザーは後期高齢者でして、この方はほとんどが  
最初に病院は六六%行き先。商店街は一〇・  
八%なんです。ところが、帰りの場合、どこで垂  
るかというのを調査いたしましたと、医療機関で五  
〇乗る。ですから、行って帰るという人が大半だ  
というのは見えるんですが、何と商店街で二九・

五%乗るといふんですね。

これ、どういうことがいふと、その間もこのデマンドタクシー使うということはあるんですね。後期高齢者の方はなじみのお店に行っているということがあります。ですから、このデマンドタクシーのメリットといふのはここにあるんですね。ここをやっぱりきちんと我々はマーケティングとして分析をしていく必要がある。

となると、見えてきますのは、病院で乗つて商店街で降りているという人も多いということ分かるわけですから、そしてまた、商店街からスターしているという人も多いわけですね。いずれ病院に行つている人が多いんですよ。となると、商店街に行つたとき、やっぱり病院から帰つたとき、恐らく後期高齢者の方でもあります、カツ丼は食べられないですよね。おかゆなんか是非常に効くんだろうと思うんですね。ですから、お店の品ぞろえがまず変わつてくる。それから、病院で待たせられていますから、やっぱりお店に行つたら座りたいですよ、これは。ところが、大きなマーケットではないですね、エレベーターのそばかどこかにあるわけです。こういつたことも含めて、そしてお茶を一服したいですね。病院では飲んだ気しないですね、あそこで立ち飲みの水びいひとつやつて飲んでも、デマンドタクシーで缶ジュース飲んでもらうと。やっぱりそうしたお店がお茶の1服をお出しする、例えはそういうビジネスモデルというのがすごく見えるんですよ。奥山さんたちが書いたのがこの「デマンド交通システム」という本にもなつておりますけれども、やっぱり我々、この間のビッグデータ、この場でも議論しましたけれども、いわゆるビッグデータあるんですね。これをやっぱり使わない手はないというのが当たり前に見えてくるものでござります。

もう一つ指摘しておりますのは、平均的な医療費を出していくだんだそうです。そうすると、デマンドタクシーで病院に通つている人の方と、入院医療費そして一人当たりの介護費は平均的

な、平均の数値が出てますから、低いといふことが分かつてきたんですね。だから、もしかするとデマンドタクシーで通えるというのがずっと継続できなければ医療費といふのは削減されるということです。ということが例えば気付きとして見てきた、因果関係として何となくそういうことが分かつてきたと、こういうことです。

となりますが、先ほどの大臣の御指摘もありましたが、国交省でやるというよりは、むしろ商店街の振興としての経済産業省の予算、それから厚生労働省としても、医療費等が抑制されるといふことになればこれは医療関係のいわゆる厚労省の予算、そういうものを、今日も先ほど来からも出でるわけですから、も、包括的な予算としてどのよう位置付けていくか。地域活性化という言葉がいいのか、お年寄りの元気プラス地域活性バス中心市街地というのか、そういう観点で、トータルなサポート体制としてやっぱり予算というものをかなり整理して臨機応変に使えるような仕組みが必要になつてくるなど、こういうふうに考えていいわけでございます。

そういうことでござりますので、どうぞ、中心市街地活性化をデザインするときの鍵、このデマンドタクシーといふものを是非もう少し、そのビッグデータを、ハッピーデータ調べていただきたい活用していただきたい。私としては、それは全国に広がることを、これはかなり効果的ではないうふうに考えておりますので、御提案を申し上げさせていただきたいと、このように思います。

それで、大臣が先ほどおっしゃいましたけれども、やつぱり我々、この間のビッグデータ、この場でも議論しましたけれども、いわゆるビッグデータあるんですね。これをやっぱり使わない手はないというのが当たり前に見えてくるものでござりますが、復興序はどのように今までの実績で分析されておられるんですか。

○政府参考人(小野尚君) お答え申し上げます。

東日本大震災事業者再生支援機構に相談がございました累積の件数は平成二十六年三月末時点でお七百三十五件となっております。そのうち、支援に関する相談には入つていて、事業を再開する用地の見通しが付いた段階で機構と具体的な相談を進めていきたいといった事業者の意向

ところに行つて いるとい う 数字が 出で おりま す  
ね。

全く金融機関というのが消極的過ぎる。このままで行けばアベノミクスもうまくいかないし、こうした地域金融、メガバンクも含めてですが、お客様だと、一緒だというふうに言いながら、常に消極的なんですよ、こういう災害の再建についても。この辺を私はもっと、連帯責任なんであると、金融機関の原点に返った考え方、助け合つて融資して、そして成功してもらつて少しずつ返してもらおうじゃないかと、政府を挙げてもっとしっかりと指導をするべきだというふうに思います。

○政府参考人(小野尚君) お答え申し上げます。  
今回の場合は被災地に限つていただいても結構です、あるいはアベノミクス全体に対してでも結構ですので、金融厅、こうした指導を徹底してやるべきだと思いますが、どんなことをやっていくか教えてください。

過去二十年間近く続きましたデフレの状態に  
あつたということもありまして、預金が増加する  
一方で企業の資金需要が本格的なものになっておりま  
らず、金融機関による貸出しが伸び悩んでおりま  
る、年三つ引目金、銀行金利のコトを言ひ

したが、昨年の七月以降、銀行会員の中小企業新規  
け貸出しは前年同期比で増加に転じておりまして、  
て、本年二月時点での前年同期比一・六八%となる  
など、各種施策の効果が現れてきているところで  
ござります。

まして、引き続き、金融機関による顧客企業の経営改善、事業再生、育成、成長につながる新規融資に関する積極的な取組を促してまいりたいと存じます。

ているバンカーの気概というものをそれぞれの地域の金融機関のトップには持つていただきたいと思っています。

と二人しかいないぐらいなんですよ。そこにいるから避難計画です、避難計画の問題点をるる言つてゐるんです。

原子力規制委員会事務方に聞きます。こうした泉田知事の意見を聞いて原発事故に関わる防災地域計画ですね、いわゆる避難計画、これを作つたという実績があるんですか。

よりも投資。じゃ、担保主義のお話がありました  
が、その担保は何かと。それこそが、先ほど真山  
先生からもありましたけれども、市町村の計画だ  
と思うんですよ。その計画に対する価値を担保に  
するしかないです。  
ですから、計画のための計画づくりではどう一

画、過難計画に関するワーキングチームの枠組みにつきましていろいろと意見交換をさせていただ

満を持っている。その不満を観察的に捉えて、それに対してどうマーケティング的に対応していくかというようなことも含めた、いわゆる、総合的にはパラダイムシフトと言つた方がいいんでしょ  
うか、そういうものの中でこの中心市街地の活性化に対する御指摘のうち、例えば福祉施設や病院等の放射線防護対策の事業化につきましては、平成二十四年、二十五年のそれぞれの補正予算で対応いたしておりますところでございます。

化というのをやつていただくというのはどういふことかなというふうに思います。

複合災害でござります。その場合に自然災害系の緊急災害対策本部と原子力災害系の原子力災害対

と思ひますよ、金融。

と受ける方の地域というのは当然のことながら県、市町村でございますので、そういった面の、非常に、何といいますか、二重いろいろな指示が

おりませんので、非常に短いですから説明がなまなかできなんですね。今日は二十五分もらいまして、うんと詰つて二三〇にまことに、一、二

て、そういう複合災害時の組織体制の構築につきましては、現在、内閣府防災とともにその両本

ただきたいと思いますが。

さらに、安定ヨウ素剤の住民への配布についても御指摘がございました。原子力規制庁からの解

地震のとき、いたんですよ。だから、本当に、そこに立ち会っている知事としてはもう福島県知事

を明確にいたしまして、安定ヨウ素剤がこういつた場合に使われる場合であつても、薬事法上の薬として使用してもよいというふうな形になつております。それを踏まえまして、原子力規制庁からの解説書、QアンドAを提供するなど、新潟県の質問にできる限りお答えしているところでございます。

以上でございます。

○荒井広幸君 冒頭が重要なことです。どうも直接意見を聞いたという感じはないんですよ。大臣、ですから、規制委員会も大臣のところの再稼働をお考えになつているんだろうと思ひます。が、経験した当事者のやつぱり発言、そしてその提案というものを謙虚に聞く、それが全てのもう原点じゃないかということを申し上げて、今日は時間がありませんので、関係者、来ていただきましたが、おわびして、終わります。

○委員長(大久保勉君) 他に御発言もないようで

すから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(大久保勉君) 御意見ある方は賛否を明らかにしてお述べ願

います。

○倉林明子君 私は、日本共産党を代表し、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に反対討論を行います。

地域の商店街や中小小売店が大型店との商業機会を調整し、その無秩序な出店に歯止めを掛ける役割を果たしてきた大店法が一九九八年に廃止され、まちづくり三法が制定されました。都市計画法により大型店の出店場所の適否を市町村が判断し、立地場所が決定した後の大型店には、大店立地法により周辺環境への影響についての配慮を求め、あわせて中心市街地活性化法により町の中心部のにぎわいを取り戻すといふものです。

しかし、まちづくり三法制定後も大型店の郊外出店や一方的な撤退による町壊しが続いたため、二〇〇六年には郊外への大規模集客施設の出店が原則禁止されました。ところが、国土面積の三割しかカバーしない都市計画のゾーニングでは大型

店の出店は抑制できないばかりか、自治体の中心市街地活性化基本計画を總理が認定する仕組みを盛り込んだことで、人口十万人未満の自治体は支援の外に置かれることになりました。計画を認定された自治体でも、意図せぬ郊外への大型出店や隣接自治体への出店により、中心市街地活性化の取組も確実な成果に結び付きましたでした。大店立地法で商業調整を禁じられている下では、都道府県が広域的な調整を目的とした独自の条例を作つても、その効力には限界があります。これらの実態を直視すれば、まちづくり三法を作つても改正し、大型店の身勝手な出店店を規制するルールを作らなければならないことは今や明らかです。まちづくり三法の問題を放置したまま本法案によつて民間投資の喚起を口実に中心市街地の開発を促進したとしても、住民不在の再開発など、町の無秩序な開発を招くものになりかねません。

一大店立地法の更なる規制緩和も、住民本位の町づくりに逆行するものではないでしょうか。そもそも、アメリカは、WTOに違反するとして大店法の廃止を日本に求めていました。一方、同様の出店規制をしているフランス、イギリス、ドイツには規制の撤廃は要求していませんでした。日本を狙い撃ちにした要請に対し、日本政府は、外交の場では大店法がWTOのサービス貿易協定に違反しないと主張しながら、国内ではWTO違反を口実に大店法を廃止したのです。欧米諸国では、商業調整や都市計画の手法を組み合わせて大型店出店のルールを作ることが当然のこととして行われております。アメリカにもはつきり主張してこそ中心市街地の活性化の未来につながることを指摘しまして、反対討論といたします。

○委員長(大久保勉君) 他に御意見もないようですか、討論は終局したものと認めます。

○委員長(大久保勉君) 中心市街地の活性化に関する法律案に賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大久保勉君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、加藤君から発言を認められておりますので、これを許します。加藤敏幸君。

○加藤敏幸君 私は、ただいま可決されました中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、みんなの党・日本維新的会、結いの党及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案) 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中心市街地活性化基本計画の実施に関する法律案の実効性を確保するための定期的な評価指標の在り方についても検討し、必要に応じて基本計画の変更等を求めるなど、PDCSAサイクルを確立すること。併せて、中心市街地の一層の活性化に向けて、これまで講じられてきた予算、税制等の支援措置が中心市街地にもたらした効果及び課題について更なる検証・評価を行い、支援措置の在り方を検討すること。

二 少子高齢化や都市機能の郊外移転等が進展する中、中心市街地活性化を効果的に実現するため、子育て、医療・介護等を含む幅広い施策の実施に注力していくこと。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対応策を必要とする全国の中心市街地に対し、各地の取組の実例等幅広い情報の提供に努めること。

三 中心市街地活性化施策の実施に当たつては、関係各省が連携を密にすることで各省所管の施策を積極的かつ効果的に実施するとともに、市町村側のニーズを十分把握し、連携

不足が指摘されるような場合には迅速な改善を行うこと。その際、中心市街地活性化本部が明確なビジョンを示し、施策の総合調整を行ふとともに、実効性のあるワントップサービスの構築等の具体的な対応を行うこと。

四 中心市街地活性化基本計画の実施その他のマネジメントを行うためには、まちづくりに関する知識やノウハウを有するタウンマネー

ジヤー等の人材の育成・確保が重要であることに鑑み、まちづくりに関わる人材の量的・質的な充足のため、研修を通じた人材の掘り起こし及び能力向上を図るとともに、中心市街地活性化協議会及びまちづくり会社等における活躍の場を提供するための環境整備に努めること。

五 中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないよう、語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保すること。

六 空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(大久保勉君) ただいま加藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(大久保勉君) 多数と認めます。よつて、加藤君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、茂木経済産業大臣から発言を認められておりますので、この際、これを

許します。茂木 経済産業大臣。

○国務大臣(茂木敏充君) ただいま御決議のありました本法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりたいと考へております。

○委員長(大久保勉君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんですか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大久保勉君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会





平成二十六年四月三十日印刷

平成二十六年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U